

研究所 月報 2025.11

来年4月1日から変更

健康保険の被扶養者認定

■被扶養者の認定基準

健康保険では、従業員（被保険者）の一定範囲の家族について、被扶養者としての認定を受けることができます。

被扶養者の認定が受けられる要件に年間収入の基準があり、原則として、「認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上または一定の障害者の場合は180万円未満、19歳以上23歳未満（配偶者を除く）の場合は150万円未満）」であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は被扶養者となります。

■2026年4月1日からの変更点

この年間収入は、現在、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより判定していますが、認定日が2026年4月1日以降となる場合には、労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入（他の収入が見込まれない場合）より判定されることとなります。

■実務的な取り扱い

手続の際は、労働条件通知書等の労働契約の内容が分かる書類を添付した上で、認定対象者が「給与収入のみである」旨の申立てを行うことにより、その内容が確認されます。

さらに、労働条件に変更があったときには、変更後の内容に基づき被扶養者に係る確認を実施し、労働条件変更の都度、労働条件の内容が分かる書面等の提出が求められることとなります。

企業の人事担当者においては、扶養認定申請の受付時に、契約書面や賃金の定めを正確に確認する実務がより重要になります。

認定の可否が実際の残業時間等ではなく、契約上の所定賃金を基礎に判断されることになるため、雇用契約時点での条件の明確化と、関連書類の整備・保管体制の見直しが求められます。



20年代転職者の平均決定年収額は2019年度上期より13%増加

ここ数年の賃上げ、そして人手不足による人材獲得競争の激化により、賃金水準が上昇しています。

そこで本日は、パーソルキャリアが公表した2025年度上期版「年代別 転職時の年収変動レポート」から、2019年度上期と比較した転職者の年代別年収変動について見ていきたいと思います。

■まず同社の doda エージェントサービスを利用した2025年度上期の転職者数は、2019年度上期と比較して以下のように大幅に増加しています。

特に40代の大幅の伸びが、現在の即戦力人材を求める状況をよく表していると思われます。

20代 1.8倍 / 30代 1.6倍 / 40代 2.1倍

■次に転職による年収変動ですが、年代別に見ると以下のような傾向が見られます。

(1) 20代転職者

決定年収の分布では、2019年度上半期は66%が400万円未満で最多であったが、これが45%に減少し、400万円以上600万円未満が51%に増加

(2) 30代転職者

決定年収の分布は、ボリュームゾーンである「400万円以上～600万円未満」の割合はほぼ変わらないものの、600万円以上の割合合計が2019年度上期比で11%増加の22%

(3) 40代転職者

決定年収の分布をみると、600万円未満は減少。800万円以上の割合合計が10%となり、19年度比で5%増加

このように2019年度上期と比較するといずれの年代でも決定年収額が増加しています。

この傾向は今後も続くと思われ、賃金決定においては内部公平性に加え、外部労働市場との相当性を意識することが重要になっています。

ひらたコラム

お取引様には改めてお知らせいたしますが、弊所は事務所移転を予定しております。13年お世話になったこの物件、事務所のはずなのに、いつの間にやら物が増えている…。13年も経てば、当時は大きなファイルで届いたマニュアルもオンラインになり、月に1冊…1冊…と届いた会報も書棚をしならせています。

「断捨離の鬼」となって、移転先へ運び込む荷物を減らしているところです。昨今、特に若い世代は「もの」に執着することが少なくなったと聞きますが、それだけ日本は物資も心も豊かになったということでしょうか。今日も懐かしいものを見つけて、ついつい読みふけて、「しまった！ もう1時間経ってる！」なんてやっています。引っ越しできるの？ →画像は最近ハマってる「タコス」



発行/2025年10月31日 第162号
平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さやか
733-0865 広島県広島市西区草津本町 9-18-201
TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544
Mail info@tairaken95.com
URL http://tairaken95.com

